

令和2年度

第35回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月29日（金）午後1時25分～午後2時30分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 議員控室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	友重 誠一	出
2	泉 信之	出	9	熊野 信夫	出
3	門 茂子	出	10	加島 富浩	出
4	村上 浩保	出	11	荻野 滋雄	出
5	嘉藤 勝広	出	12	根本 篤和	出
6	竹下 昌徳	出	13	松崎 文一	出
7	宝田 幸子	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第5号 転用許可後における事業計画変更承認について
議案第6号 農用地利用集積計画の作成の要請について
5. 臨席者
6. 事務局 神義宏事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席3番 門 茂子 議席4番 村上 浩保

局 長	<p>皆さんお忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>定刻前ですが皆さんお揃いですので、只今から第35回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>始めに農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶趣旨)</p>
井下会長	<p>1委員の皆さんには、何かとお忙しいなか、全員の皆さんの出席を頂きまして大変ありがとうございます。今月上旬は気温が若干低かったわけですが、天候に恵まれ、順調に農作業も進んでいることと思います。デントコーンの播種作業、ビート、芋、大豆は終えられたことと思います。今は、小豆、色豆の作業が始まって来たのかなと思います。先日、新型コロナウイルスですが、ようやく北海道も非常宣言解除が成されて、やっと少しずつ日常生活も戻って行くのかなと思っておりますが、如何せんコロナ以前には戻らないという事で、上手く付き合いながら生活していかなければと思っております。以前にも言いましたが、私たち農家にとっては、仕事の思った様な影響は無いわけですが、これから、販売価格とか色々な場面で影響が出てくるのかと思っております。何れにしましても天候に恵まれて、仕事等が順調に進む事が一番だと思っております。</p> <p>それでは、早速ですけれども、本日の総会議案に基づきまして進めて行きたいと思っておりますので、よろしく願います。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号3番門委員、4番村上委員にお願い致します。経過報告を事務局から願います。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今、経過報告等ありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、早速議事に入らせていただきます。</p>

	<p>1 ページ議案第 1 号「土地の現況証明願について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>議案第 1 号「土地の現況証明願について」ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>それでは「番号 1 番」です。土地については二宮 番地、地目は公簿畑ですが、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は m²、調査地目は雑種地です。土地所有者及び申請者は二宮 番地 さんで、申請目的は地目変更登記のためです。2 ページに位置図を添付してございます。波線表示した部分が、本案件の申請地となっています。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、5 月 18 日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>12 番です。内容につきましては、事務局から説明があったとおりでして、長年の間、条件が悪く使用されていなかったため、木も生えて荒れているので、使えないということなので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>はい。只今、根本委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 2 番」を説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。番号 2 番です。土地については統内 番地ほか 1 筆、地目は公簿畑で、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は合計で m²、調査地目は原野です。土地所有者及び申請者は統内 番地 さんで、申請目的は地目変更登記のためとなっています。位置図については、4 ページ及び 5 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、5 月 18 日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。2 番です。 番地の土地につきましては、過去には一部を放牧地と</p>

	<p>して使っておりました。 牧場を解散しておりまして、急傾斜地ということで、長い間使用されていなかった様でございます。 番地につきましては採草地として使用していた所ですが、圃場にたどり着くには、川に橋の無い所を渡って行ったり、トラクターは行けるがトラックは困難であったり。また、 氏の隣接する土地をたまたま草地の時には、使用させて頂いて使っていたが、現在は小木等も生えておりまして、道路が無いということで現在は使われていなかった。荒れてしまったということで無理かなど。このような状況でありますので、よろしくご審議頂きたいと思ひます。</p>
議 長	<p>はい。只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思ひますが、ございませぬか。</p>
委 員	<p>ありませぬ。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございませぬので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号3番」を説明願ひます。</p>
係 長	<p>番号3番です。土地については礼文内 番地、地目は公簿畑ですが、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は m²、調査地目は原野です。土地所有者及び申請者は背負 番地 さんで、申請目的は地目変更登記のためです。なお6ページに位置図を添付してございませぬ。こちら、斜線表示した部分が申請地です。</p> <p>以上で番号3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、5月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります荻野委員からご説明をお願いしたいと思ひます。</p>
委 員	<p>11番です。ここの土地は長い期間使用されておらず、木も生えており、地目変更を行いたいということでありますので、よろしくご審議のほど願ひします。</p>
議 長	<p>只今、荻野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思ひますが、ございませぬか。</p>
委 員	<p>ありませぬ。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございませぬので、このように決定をさせていただきます。続きまして7ページになります。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。「番号1番から3番」の3件に</p>

<p>係 長</p>	<p>ついて一括審議を願いたいと思います。事務局説明を願います。</p> <p>議案第 2 号第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものでございます。番号 1 番から 3 番までの 3 件は基盤強化法による賃貸借権の設定がされておりました。3 件すべて引き渡しを行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>それでは、番号 1 番と 2 番の設定を受けていた方は背負 番地 さん、番号 1 番の設定をしていた方は札幌市西区西野 条 丁目 番 号の さん、番号 2 番の設定をしていた方は茂岩栄町 番地 さんで、土地につきましては記載のとおりです。いずれも、賃貸人の都合により解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 2 年 5 月 1 日です。</p> <p>つづきまして、番号 3 番の設定をしていた方は池田町字清見 番地の さん、設定を受けていた方は礼文内 番地 さんで、土地につきましては記載のとおりです。</p> <p>賃借人の さんが売買を希望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 2 年 5 月 1 日です。</p> <p>以上で番号 1 番から 3 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 9 ページ議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p>
<p>係 長</p>	<p>議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>下記の件につきまして農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは番号 1 番についてご説明いたします。貸人は札幌市手稲区稲穂 条 丁目 番地 の さん、借人は幌岡 番地 さんです。土地につきましては幌岡 番地 で、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²です。 さんの経営内容についてはここに記載のとおりです。</p> <p>借賃は年額 円、10 a 当たり 円。なお、10 ページに位置図を添付してございます。</p>

	<p>以上で番号 1 番の説明を終ります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、5 月 18 日に現地調査を実施しております。地元委員であります竹下委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>6 番です。この案件ですが、3 条の案件であり、現地立会しましたが、地元委員として詳細を承知していないことから、事務局で説明願いたいと思います。</p>
係 長	<p>それでは、私の方から説明させていただきます。以前、さんのお父さん であります、さん が所有していた土地ですが、今回、さん さんに相続された土地となっています。以前から さん と さん の間で、相対で利用していた土地であるようなんですが、今回相続されたことを契機に改めて 3 条で賃貸した案件となっています。以上です。</p>
議 長	<p>この件について何かあれば受け賜りたいと思います。</p>
委 員	<p>6 番です。3 条で さん は、農業者要件十分整っているのので、審議の必要は無いのかなと思います。</p>
議 長	<p>他に何かございませんか。いいですか。</p>
委 員	<p>はい。ありません。</p>
議 長	<p>はい、無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして 11 ページとなります。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請があった下記の件について、農地法第 4 条第 3 項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番ですが、申請人は農野牛 番地 さん で、土地は農野牛 番地 の内で、地目は公簿、現況共に畑です。転用面積は ㎡、転用区分は永久転用です。転用の理由は牛舎を新設するための敷地に利用するもの。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>次に審査内容ですが 12 ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の</p>

	<p>用途区分変更による農業用施設用地となっています。事業費は 千円で、制度資金借入と一部自己資金の予定となっております。権利を有する者の同意は、抵当権者の から承諾書が添付されています。工期は許可の日から令和2年12月31日まで、申請面積の内 m²が建築構築物敷地、 m²が作業通路等敷地となっています。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われます。13ページから16ページに位置図、配置図、求積図、平面図等を添付してございます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、5月18日に現地調査を実施しております。地元委員であります嘉藤委員からご説明願いたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。5番です。この件につきましては、ただいま事務局から詳細に説明があったとおりでございます。現地調査の時ですが、既に転用されている土地から、はみ出た分を申請するという事なんですが、申請地につきましても、実際は家庭菜園とか、子牛のハッチとか置かれていた所で、北側に住宅も控えていますので、農地としては元々適さない部分であります。それを踏まえて審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、嘉藤委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号2番」に入るわけですけれども、 委員に關係する案件ですので、 委員には退席をお願いしたいと思います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員退席する。)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号2番の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは、番号2番についてご説明いたします。申請人は礼作別 番地で、土地は礼作別 番地 の内で、地目は公簿、現況共に畑です。転用面積については m²、転用区分は永久転用です。転用の理由はバンカーサイロを新設するための敷地に利用するもの。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p>

	<p>つづいて審査内容ですが 17 ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で、制度資金借入と一部自己資金の予定となっております。権利を有する者の同意については、土地所有者の さん、抵当権者の からそれぞれ承諾書が添付されています。工期は許可の日から令和 2 年 12 月 31 日まで、申請面積の内 m²が建築構築物敷地、 m²が作業通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分はすべて問題無いと思われま</p> <p>す。</p> <p>18 ページから 21 ページに位置図、配置図、求積図、平面図等を添付してご</p> <p>ざいます。</p> <p>なお、本件につきましては m²を超える農地転用であることから、本総</p> <p>会で許可相当と判断された後、北海道農業会議に意見聴取し、回答を得てから</p> <p>の許可となることを申し添えます。</p> <p>以上で番号 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、5</p> <p>月 18 日に現地調査を実施しております。地元委員であります 委員が退席</p> <p>しておりますので、泉委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。2 番です。只今、詳細に説明が事務局からありましたとおりでして、</p> <p>元々、畑になっているんですけども実際は一時的にスタックのデントコーン</p> <p>ですとか、牧草のサイレージを積み場が無くて積んでいた時期もあります。今</p> <p>回は、正式に転用して、現在上に 2 本並んでいるバンカーサイロの下に、さら</p> <p>に 3 本並べて作る。作業用通路等も考慮してこの部分は畑として使えなくな</p> <p>るので、西側の畑側の部分は残しまして、ここを転用したい。ということです</p> <p>ので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜</p> <p>りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
委 員	<p>(委員帰席する。)</p>
議 長	<p>それでは、再開します。 委員に申し上げますが、「番号 2 番」につしま</p> <p>しては原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。</p> <p>続きまして 22 ページになります。議案第 5 号「転用許可後における事業計</p>

<p>係 長</p>	<p>画変更承認について」を議題と致します。事務局「番号1番」を説明願います。</p> <p>議案第5号転用許可後における事業計画変更承認についてご説明いたします。</p> <p>下記の件について、農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号1番につきまして、ご説明いたします。本件につきましては、令和2年4月24日開会の第34回農業委員会総会でご審議いただき、農地法第4条の規定により同年4月24日豊農委第2-1号指令で許可をした案件について、事業計画の変更申請がありましたので、承認してよろしいかご審議いただくものでございます。</p> <p>申請人は二宮 番地 で、土地は二宮 番地 の内で、計画の変更内容は転用面積を m²から m²に削減、計画内容を作業通路の整備から育成牛舎・堆肥舎の整備に変更するものです。</p> <p>変更の理由は、新設工事を予定している育成牛舎、堆肥舎について、建築にあたって、より効率的な使用ができるよう計画見直しを行ったところ、建設位置の配置及び作業動線などが変更となり事業計画の変更申請に至ったものです。</p> <p>次に審査内容ですが23ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円、制度資金借入と一部自己資金での対応予定となっております。権利を有する者の同意ですが、土地所有者の さん、抵当権者の 及び から承諾書が添付されています。工期は許可の日から令和2年12月31日で、申請面積は m²、申請面積の内 m²が建築構築物敷地、 m²が作業通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われま。24ページから28ページに位置図、配置図、求積図、平面図等を添付してございます。また、変更前の施設配置図を、お手元に資料で配布してございますので、そちらと比較しご審議の程よろしく願いたいと思います。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ただいま事務局からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け承りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>6番です。私前回の総会欠席したものですから、確認したいのですが、変更前の配置図と比べて見ますと、今回の配置図には、エプロンや既存の堆肥盤が入っているんですが、変更前には無かったんですか。既存の牛舎だけになっていて、新設の牛舎、作業通路となっております。図面が全然違う様に見えるんですが、説明お願いしたいと思います。</p>

委員	12 番です。配られた前回の配置図に載っていないんですが、エプロンとか堆肥舎とか実際はあるんです。
委員	6 番です。あるとしたら、ずらせるんですか、幅的に。
委員	12 番です。それで、裏側にずらしたんです。
委員	6 番です。作業通路は無くしてですか。
委員	12 番です。前は、作業通路を牛舎の外側に付ける予定だったんですけど、堆肥舎と新しい牛舎の間隔が狭くなって支障があるという事で、牛舎をずらして建てて、その間を作業通路にするということです。
委員	6 番です。逆に作業通路は施設用地の中を通るといことですね
委員	12 番です。はい。そうです。
委員	6 番です。分かりました。
議長	他に、何かございますか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、議案書 29 ページになります。 議案第 6 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」 を議題と致します。事務局「番号 1 番」を説明お願いします。
係長	<p>議案第 6 号農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは番号 1 番です。利用権の設定をする方は札幌市西区西野 条 丁目 番号 さん、利用権の設定を受ける方は背負 番地 さん、土地につきましては牛首別 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共</p>

	<p>に畑で、面積は合計 m^2、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和2年6月2日公告の日から終期は令和11年11月30日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。33ページに位置図を添付してございます。番号1番については、以上です。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、5月18日に現地調査を行い、調整会議を取り行っております。調整委員長には荻野委員がなっておりますので、荻野委員の方からご説明お願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。11番です。この案件は さんの相続と以前借主であった さんの経営縮小により新たに生じた案件となります。地元でも、問題無いということですので、このように調整いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>只今、荻野委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。次の案件に移りたいと思いますが、 委員本人に関係する案件ですので、委員には退席をお願いしたいと思います。暫時休憩します。</p>
委 員	<p>(委員退席する。)</p>
議 長	<p>はい、それでは再開いたします。事務局「番号2番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい番号2番です。利用権の設定をする方は札幌市西区西野 条 丁目 番 号 さん、利用権の設定を受ける方は牛首別 番地 さん、土地につきましては背負 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m^2、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和2年6月2日公告の日から終期は令和11年11月30日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。34ページに位置図を添付してございます。水玉模様で表示している部分が本案件の申請地となります。以上で、番号2番の説明を終わります。</p>

議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、5月18日に現地調査を行い、調整会議を取り行っております。調整委員長には荻野委員がなっておりますので、荻野委員の方からご説明お願いしたいと思います。
委 員	11番です。こちらの案件も先程の案件と同じで、 さんの相続と、借主変更ということで、新規の案件であります、地元でも問題無いということなので、この様に調整しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	はい。只今、荻野委員の方から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 暫時休憩します。
委 員	(委員帰席する。)
議 長	はい。それでは、再開します。 委員に申し上げますが、「番号2番」につきましては原案のとおり決定されましたので報告させていただきます。 続きまして関連がございますので「番号3番、番号4番」の2件を一括ご審議願いたいと思います。事務局説明をお願いします。
係 長	それでは番号3番、4番ですが、利用権の設定をする方は茂岩栄町 番地 さん、番号3番の設定を受ける方は牛首別 番地 さん、 土地につきましては背負 番地ほか 筆、地目は公簿畑、雑種地、田及び宅地で、現況は畑で、面積は合計で 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和2年6月2日公告の日から終期は令和11年11月30日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。34ページに位置図、35ページに拡大図、36ページから38ページ及び40ページに求積図を添付してございます。位置図につきましては、斜線で表示した部分が今回の申請地です。 つづきまして、番号4番の利用権の設定を受ける方は旅来 番地 さん、土地につきましては背負 番地 の内ほか 筆、地目は公簿原野及び畑で、現況は畑、面積は合計 m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和2年6月2日公告の日から終期は令和11年11月30日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方

	<p>法は記載のとおりとなっています。34 ページに位置図、39 ページに求積図を添付してございます。位置図に波線で表示した部分が本案件の申請地です。</p> <p>以上で番号3番、4番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、5月18日に現地調査を行い、調整会議を取り行っております。調整委員長には根本委員がなっておりますので、根本委員の方で、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。12番です。内容につきましては、事務局から説明があったとおりです。さんとさんの間で合意解約がされた土地でありまして、地元で協議した結果、さんとさんが借りることになりましたので、この様に調整しましたので、審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>はい。只今、根本委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号5番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。番号5番の説明をさせていただきます。利用権の設定をする方は二宮番地さん、利用権の設定を受ける方は二宮番地さん、土地につきましては二宮番地の内ほか筆、地目は公簿牧場及び畑で、現況は畑、面積は合計で㎡、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和2年6月2日公告の日から終期は令和11年11月30日までです。借賃は年額円、10a当たり円で、支払方法は記載のとおりです。2、3ページ及び41、42ページに位置図と求積図を添付してございます。</p> <p>いずれも斜線で表示した部分が本案件の申請地となります。</p> <p>以上で、番号5番の説明を終わらせて頂きます。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、5月18日に現地調査を行い、調整会議を取り行っております。調整委員長には熊野委員がなっておりますので、熊野委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。9番です。こちらは以前、さんとさんとの間で賃貸をしていたんですが、今回相続の登記が終わり、新たにさんと</p>

	<p>さんの息子さんの さんの間で賃貸をしたいということですので、特に問題無いと思いますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>はい。只今、熊野委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号6番」の説明をお願いしたいと思います。</p>
係 長	<p>番号6番の説明をさせていただきます。利用権の設定を受ける方は礼文内 番地1 さん、設定をする方は池田町字清見 番地の さんで、土地につきましては礼文内 番地 ほか 筆、地目は公簿、畑及び山林で、現況は畑。面積は合計で m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和2年6月2日公告の日、対価の支払い期限は令和2年8月31日、価格は総額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。43ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号6番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、5月18日に現地調査を行い、調整会議を取り行っております。調整委員長には熊野委員がなっておりますので、熊野委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。9番です。こちらは、議案第2号で さんと さんの間で、合意解約あったということで。今回、 さんの息子さんの さんと さんの間で売買による所有権移転ということで、特に問題もないと思いますので、ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>はい。只今、熊野委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がございますので「番号7番、番号8番、番号9番」の3件について一括ご審議願いたいと思います。事務局説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい。それでは番号7番、8番、9番の説明をさせていただきます。、利用権の設</p>

	<p>定をする方は幕別町札内新北町 番地の フルリールⅢ さん、番号番の利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さん、土地につきましては礼文内 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m^2、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は5年間、始期は令和2年6月2日公告の日から終期は令和6年11月30日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。44ページに位置図を添付してございます。こちら、斜線で表示した部分が申請地です。</p> <p>次に番号8番の設定を受ける方は十弗 番地 さん、土地につきましては礼文内 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m^2、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和2年6月2日公告の日から終期は令和11年11月30日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。6ページ、44ページに位置図を添付してございます。また、46ページに求積図を添付してございます。位置図については、波線で表示した部分が本案件の申請地です。</p> <p>つづいて番号9番の設定を受ける方は礼文内 番地 さん、土地につきましては礼文内 番地の内ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m^2、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和2年6月2日公告の日から終期は令和11年11月30日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。44ページ、47ページに位置図、45ページに求積図を添付してございます。位置図については、水玉模様で表示した部分が本案件の申請地です。</p> <p>以上で番号7番、8番、9番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局からご説明がございましたが、この件につきましても、5月18日に現地調査を行い、調整会議を取り行っております。3件とも調整委員長には泉委員がなっておりますので、泉委員の方から説明をお願いしたいと思えます。</p>
委 員	<p>はい。2番です。7番、8番、9番、3件とも さんの祖父と賃貸を組んでおられた。今回、お孫さんの さんに相続されまして、新規の案件としてあがっております。 さんにつきましては、土地の賃貸借期間が5年間となっておりますが、経営移譲の予定があるということで5年間ということだそうです。後の2名については10年間ということで、地域にあっても問題ないということですので、この様に調整させて頂きました。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい。只今、泉委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思えます。ございませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。本日の議案の審議は以上です。事務局から連絡事項等がございます。
局長	<p>(要旨)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業委員の公募・応募の結果について 2. 例年実施されております、クールビズについてであります。今年も6月から9月まで議会、町の各種会議等でも実施されます、農業委員会の総会等においても、同様に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。
議長	はい。ただいま事務局から報告事項等ありましたが、何かご質問等ございませんか。
委員	ありません。
局長	はい。以上をもちまして本日の総会を終了させていただきます。閉会にあたり、井下会長 からお挨拶をいただきます。
会長	<p>(閉会の挨拶)</p> <p>皆様のご協力を頂きまして、本日予定しておりました議案全て終了することが出来ました、ありがとうございました。</p> <p>本当に、天候にめぐまれて農作業等順調なんですけれども、若干雨もほしいのではないのかなと思っております。今後もコロナ等十分に注意されまして生活をして頂きたいと思えます。</p> <p>本日は大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>